

(公財)新潟県スポーツ協会競技水準向上対策事業 実施要領 (令和5年度)

1 補助対象事業一覧

	事業名	事業内容
1	新潟ジュニア育成事業	<p><b>【目的】</b> 小学生・中学生のジュニア選手を対象とした計画的・継続的な強化活動の実施により、将来、国体等の全国大会で活躍できる競技力の養成やトップアスリートの育成を図る。</p> <p><b>【対象事業】</b> 競技団体が指定するジュニア選手を対象として行う、年間を通した定期的な合宿、練習会、研修会及びジュニア選手の発掘に関わる次の事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 強化練習会</li> <li>(2) 強化合宿</li> <li>(3) 外部講師による研修会・講習会</li> <li>(4) 記録会・練習会</li> <li>(5) 全国レベルの大会参加</li> <li>(6) 県外優秀チームの招へい</li> <li>(7) ジュニア選手の発掘</li> </ul> <p><b>【対象団体】</b> 国民体育大会において行われる 41 競技中、少年種別実施競技 38 競技及びトリアスロン競技のうち、(公財)新潟県スポーツ協会が指定する競技団体。</p> <p><b>【対象者】</b> (1) 競技団体が指定し、本会が承認したジュニア選手(小・中学生)及び指導者等。 (2) 本県の競技水準向上対策事業に参加する県外優秀チームの選手及び指導者。</p>
2	新潟ジュニア育成事業(国際大会)	<p><b>【対象事業】</b> JOC 又は中央競技団体からの派遣により、国際大会へ参加するもの。</p> <p><b>【対象団体】</b> (公財)新潟県スポーツ協会に加盟する競技団体のうち、指定する競技団体。</p> <p><b>【対象者】</b> 本県に在住又は県内小・中・高等学校に在籍する選手で、JOC 又は中央競技団体から国際大会に派遣される選手。</p>

	事業名	事業内容
3	国体強化事業	<p><b>【目的】</b> 当該年度の国体選手の強化活動を支援し、本県の競技力の向上を図る。</p> <p><b>【対象事業】</b> 競技団体が国体選手及び国体候補選手を対象として行う計画的な合宿、練習会、研修会等。  (1) 強化練習会  (2) 強化合宿  (3) 外部講師による研修会、講習会  (4) 県外優秀チームの招へい  (5) 国際大会及び全日本レベルの試合への参加  (6) 国体強化に係る調査分析</p> <p><b>【対象団体】</b> 国民体育大会において行われる 41 競技のうち、(公財)新潟県スポーツ協会が指定する競技団体。</p> <p><b>【対象者】</b>  (1) 競技団体が国体選手及び国体候補選手(いずれも指導者等を含む)として指定する者。  (2) 本県の競技水準向上対策事業に参加する県外優秀チームの選手及び指導者等。</p>
4	強化スタッフ支援事業	<p><b>【目的】</b> 国体にスポーツドクターやトレーナー、コーチ等を派遣し、選手の傷害予防やコンディション調整などを行うことにより、競技成績の向上を図る。</p> <p><b>【対象事業】</b> 国体(北信越国体を含む)へ競技団体支援スタッフを派遣するもの。  (1) 北信越国民体育大会へのスタッフ派遣  (2) 国民体育大会へのスタッフ派遣</p> <p><b>【対象団体】</b> 国民体育大会において行われる 41 競技のうち、(公財)新潟県スポーツ協会が指定する競技団体。</p> <p><b>【対象者】</b>  (1) 競技団体が、外部から招へいするスポーツドクター、トレーナー等。  (2) 競技団体が、あらかじめ強化スタッフとして指定する国体コーチ等。</p>

## 2 各事業における科目別支出の可否

科 目	内 容	新潟 ジュニア 育成事業	国体強化 事業	強化 スタッフ 支援事業
報 償 費	外部講師	○	○	×
	招へいするスポーツドクター・トレーナー	×	×	○
	競技団体が指定するスタッフ	×	×	×
	監督・選手	×	×	×
	県外優秀チーム（監督・選手）	×	×	×
交 通 費	外部講師	○	○	×
	招へいするスポーツドクター・トレーナー	×	○	○
	競技団体が指定するスタッフ	○	○	○
	監督・選手	○	○	×
	県外優秀チーム（監督・選手）	○	○	×
宿 泊 費	外部講師	○	○	×
	招へいするスポーツドクター・トレーナー	×	○	○
	競技団体が指定するスタッフ	○	○	○
	監督・選手	○	○	×
	県外優秀チーム（監督・選手）	○	○	×
会 場 使 用 料	会場使用料、競技用具の借上げ等	○	○	×
消 耗 品 費	強化活動時に直接必要となる消耗品	○	○	×
大 型 競 技 用 具 運 搬 費	馬術、セーリング、ボート、カヌーの運搬に 要する費用	○	○	×
負 担 金	JOC 又は中央競技団体から国際大会に派遣 される場合の個人負担金 ※新潟ジュニア育成事業（国際大会）に限る	○※	×	×

### 3 補助対象経費

対象経費	金額	備 考
報 償 費	実 費	<p>◆対象指導者 外部講師に限る。</p> <p>◆対象上限額 1日 20,000 円以内（指導が半日の場合は 10,000 円以内）</p> <p>◆源泉徴収 所得税を源泉徴収すること。</p> <p>◆領収書の整備 謝金・旅費計算書兼領収書を整備のこと。（任意様式）</p>
交 通 費	実 費	<p>◆利用範囲 当該合宿・練習会等に係るもので、公共交通機関利用料金、貸切バス利用料金、レンタカー借上料金及び有料道路料金並びに駐車場料金を対象とする。なお、やむを得ない場合は自家用車を使用することができる。</p> <p>◆領収書の整備 旅費計算書兼領収書（任意様式）および、下記①～④に基づき領収書を整備すること。ただし、旅行代理店等を通して手配した場合は、当該代理店の請求書及び領収書を添付する。</p> <p>①公共交通機関の利用 JR等（特急利用）、航空機、高速バスの利用については、領収書を添付すること。</p> <p>②貸切バス・レンタカーの利用 業者の発行する請求書及び領収書を添付すること。 レンタカー利用の場合で、途中給油及び満タン返しのときは、給油先ガソリンスタンドの発行する領収書を添付すること。</p> <p>③有料道路料金及び駐車場料金の利用 有料道路利用証明書（領収書）、駐車場領収書を添付すること。</p> <p>④自家用車の利用 次のいずれかによる。 ア 運転者の報告距離に 1 km（1 km未満切捨て）当り 22 円（上限）を乗じた額を、自家用車の所有者へ支払う。 イ 消費した燃料代実費とする場合は、給油先ガソリンスタンドの発行する領収書（原則として、利用日翌日までのものに限る。）</p>
宿 泊 費	実 費	<p>◆対象上限額 外部講師 1泊 10,900 円以内 選手、指導者等 1泊 10,900 円以内 ただし、民間等の宿泊施設以外（高校又は大学等のセミナーハウス又は合宿所等）を利用する場合は、施設使用料、布団借上料を宿泊費としてみなす。）</p>

対象経費	金額	備考
宿泊費	実費	<p>宿泊に伴う食事については下記の通りとする。</p> <p>◎食事提供のある施設…2食（夕・朝）を原則とし、宿泊費に含む</p> <p>◎食事提供のない施設…朝食 1,000 円以内、夕食 1,500 円以内</p> <p>◎昼食…宿泊日翌日を対象とし、1,000 円以内</p> <p>いずれも、嗜好性の高いもの（コーヒー・ジュース類、アイスクリーム、スナック菓子等）、及び補食は対象外とする。</p> <p>◆領収書等の整備</p> <p>① 利用宿泊施設（旅行業者に発注の場合は、当該旅行社）が発行する請求書（宿泊日・単価・人数等がわかるもの）及び領収書。 ただし、パック料金（乗車券・宿泊代がセット）の場合、宿泊施設にて宿泊単価がわかる証明書（任意様式）を記載の上添付のこと。</p> <p>② 民間等の宿泊施設以外を利用する場合は、当該施設管理者が発行する請求書及び領収書、料金表。</p> <p>③ 民間等の宿泊施設以外を利用する際、布団を借上げた場合は当該業者が発行する請求書及び領収書。</p> <p>④ 食事の提供がない施設に宿泊した際の食事代は、当該業者等（スーパーマーケット、食堂等の利用）が発行する請求書及び領収書とし、材料費の請求書及び領収書とする。また、自炊の場合 1 人あたりの単価は上記◎による。</p> <p>※いずれの場合も、請求書が発行されない場合は明細がわかる領収書（レシート）。</p>
会場使用料	実費	<p>◆対象上限額 施設利用料金及び競技用具借上料</p> <p>◆領収書の整備 当該利用施設管理者が発行する請求書及び領収書、料金表。</p>
大型競技用具等 運搬費	実費	<p>◆対象競技 馬術、セーリング、ボート、カヌーの各競技</p> <p>◆領収書の整備 利用業者が発行する請求書及び領収書。 車両借上＋運搬者（宿泊有）による運搬の場合、宿泊基準は宿泊費の通りとする。</p>
競技用消耗品費	実費	<p>◆対象物品 当該競技を行う上で必要となる競技用消耗品（個人に帰属するものを除く）とし、様式第 2 号-5 を用いて事前に承認を受けたもの。</p> <p>◆領収書の整備 利用業者が発行する請求書及び領収書</p>
負担金	実費	<p>◆対象範囲 JOC 又は中央競技団体からの指名を受け、国際大会等に派遣されるジュニア選手の当該大会等参加に要する負担金</p> <p>◆領収書等の整備 JOC 又は中央競技団体からの請求書又は負担額が明記された派遣要項等及び領収書。</p>

※指定された金融機関口座へ振込む場合、当該口座への振込用紙を領収書に代えることができる。  
ただし、別途請求書等の内訳がわかる書類を添付すること。

### 3 その他

- (1) 明確な目標設定を行い、その目標に沿った事業を実施すること。
- (2) 事業の効果を検証する際には、目標達成・未達成に至った要因を具体的に振り返り、次につながる課題解決を図ること。
- (3) 事業の実施にあたり当該選手等の参加を円滑にするため、事業に参加する者の保護者並びに所属長等に対し、事業内容の周知を徹底すること。
- (4) 練習計画は、選手の発育段階等に考慮し過度なものとならないようするとともに、「いじめ」や「ハラスメント」の根絶と事故の防止に努めること。
- (5) 参加者は、スポーツ傷害保険等に加入した上で事業に参加させること。
- (6) 新型コロナウイルス等感染症や怪我の防止に十分配慮し実施すること。